

岩手県告示第171号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項の規定により、次の河川について洪水浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深（以下「洪水浸水想定区域等」という。）を定めた。

なお、洪水浸水想定区域等を示す図面は、岩手県県土整備部河川課、盛岡広域振興局土木部、盛岡広域振興局土木部岩手土木センター及び県南広域振興局土木部花巻土木センターに備えておいて縦覧に供する。

令和6年3月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1）水系名 北上川

（2）河川名 南川（盛岡市）、新川、見前川、乙部川、大沢川、根田茂川、中津川、米内川、外山川、生出川、末崎川、向井沢川、軽松沢川、丹藤川、赤川、尻志田川、南川（雫石町）、矢櫃川、鶯宿川、外柵沢川、葛根田川、滝名川、黒沢川、大白沢川、彦部川、赤沢川、天王川、姉市川、涼川、長川、北ノ又川

2（1）水系名 馬淵川

（2）河川名 鍋越川、打田内川、黒沢川、山形川、元町川

3（1）水系名 米代川

（2）河川名 米代川、兄川、瀬の沢川、矢神川、大又沢川、根石川